

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

東海財務局長

【提出日】

令和 5 年12月22日

【中間会計期間】

第75期中(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 9 月30日)

【会社名】

名古屋競馬株式会社

【英訳名】

Nagoya Horse Racing Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 加 藤 慎 也

【本店の所在の場所】

名古屋市緑区大将ヶ根一丁目2818番地

【電話番号】

052(623)7061(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経理部長 伴 野 有 蔵

【最寄りの連絡場所】

名古屋市緑区大将ヶ根一丁目2818番地

【電話番号】

052(623)7061(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経理部長 伴 野 有 蔵

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第73期中	第74期中	第75期中	第73期	第74期
会計期間	自 令和3年 4月1日 至 令和3年 9月30日	自 令和4年 4月1日 至 令和4年 9月30日	自 令和5年 4月1日 至 令和5年 9月30日	自 令和3年 4月1日 至 令和4年 3月31日	自 令和4年 4月1日 至 令和5年 3月31日
売上高 (百万円)	2,164	2,302	2,233	4,476	4,547
経常利益 (百万円)	1,278	1,230	1,138	2,453	2,249
中間(当期)純利益 (百万円)	888	846	720	1,717	1,544
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	413	413	413	413	413
発行済株式総数 (株)	827,988	827,988	827,988	827,988	827,988
純資産額 (百万円)	51,648	51,997	53,452	52,190	52,860
総資産額 (百万円)	52,398	52,569	53,989	52,900	53,384
1株当たり純資産額 (円)	62,378.48	62,800.25	64,556.67	63,032.86	63,842.43
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	1,073.46	1,022.50	870.66	2,074.76	1,865.51
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	500.0	500.0
自己資本比率 (%)	98.6	98.9	99.0	98.7	99.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,313	1,179	1,258	2,666	2,304
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	586	304	2,044	2,406	1,949
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	370	411	412	370	411
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	1,155	1,151	3,521	688	631
従業員数 (名)	28	26	26	28	26

- (注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
- 3 第73期の1株当たり配当額には、特別配当50円と創立70周年記念配当50円を含んでおります。
- 4 第74期の1株当たり配当額には、中京競馬場開設70周年記念配当50円を含んでおります。
- 5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当社には関係会社(親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社)はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和5年9月30日現在の従業員数26名であります。なお、従業員数は、就業人員であります。

当社は、競馬場施設賃貸事業及びその付随事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針、経営環境並びに当社の事業上及び財務上の優先的に対処すべき課題について、重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針、経営環境並びに新たに生じた事業上及び財務上の優先的に対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

(1) 経営成績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけが5類へ移行されたことにより、経済社会活動の回復に対する期待が高まりましたが、ロシア・ウクライナ情勢に端を発したエネルギー価格の高騰や円安の進行による物価上昇が続いており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下におきまして、当社といたしましては、当地域の競馬ファンの期待に応えるとともに、新たな競馬ファンの拡大を図るため、日本中央競馬会と協力し、各種イベントやPR活動を実施したほか、施設の整備、改良を行ってまいりました。

また、自然災害などをはじめとする不測の事態にも的確に対応できるよう、資金の内部留保を充実させるとともに、諸経費の削減や経営の合理化なども進め、株主の皆様方に安心していただけるよう、業績の向上と安定的な経営に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は、2,233百万円と前年同期に比べ69百万円(3.0%)の減収、営業利益は1,053百万円と前年同期に比べ109百万円(9.4%)の減益、経常利益は1,138百万円と前年同期に比べ91百万円(7.5%)の減益、中間純利益は720百万円と前年同期に比べ125百万円(14.8%)の減益となりました。

当社は、競馬場施設賃貸事業及びその付随事業の単一セグメントであるため、事業の種類別の売上高を示しますと、次のとおりであります。

競馬場施設賃貸事業は、2,166百万円と前年同期(2,128百万円)に比べ38百万円の増収、駐車場事業は、58百万円と前年同期(49百万円)に比べ8百万円の増収となりました。

また、その他の事業は8百万円と前年同期(125百万円)に比べ116百万円の減収となりました。

(2) 財政状態

当中間会計期間の資産額は、53,989百万円と前事業年度に比べ604百万円(1.1%)の増加となりました。これは主に、現金及び預金の増加によるものであります。

また、未払消費税等が増加したこと等により、負債額は537百万円と前事業年度に比べ13百万円(2.6%)の増加となりました。純資産額は、その他有価証券評価差額金の増加等により、53,452百万円と、前事業年度に比べ591百万円(1.1%)の増加となりました。

当中間会計期間の財政状態は無借金経営状態が続き、自己資本比率も99.0%と、財務体質は依然強固であります。

今後も将来に備えて、引き続き内部留保に努めて資金量を増やし、リスクを回避しながら資金運用効率を高めて、より一層の自己資本の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同期に比べ2,370百万円増加し、3,521百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,258百万円(前年同期は1,179百万円)の収入となりました。これは主に、税引前中間純利益1,046百万円(前年同期は1,220百万円)、減価償却費428百万円(前年同期は423百万円)、法人税等の支払額330百万円(前年同期は358百万円)によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは2,044百万円の収入(前年同期は304百万円の支出)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出1,100百万円(前年同期は1,100百万円)、定期預金の払戻による収入1,700百万円(前年同期は1,100百万円)、前年同期は発生していなかった長期預金の預入による支出600百万円、有形固定資産の取得による支出202百万円(前年同期は312百万円)、有価証券及び投資有価証券の取得による支出713百万円(前年同期は290百万円)、有価証券及び投資有価証券の売却及び払戻による収入2,996百万円(前年同期は102百万円)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは412百万円(前年同期は411百万円)の支出となりました。これは配当金の支払額412百万円(前年同期は411百万円)によるものであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、主として営業活動により得られた資金により賄っており、主な資金需要は運転資金及び設備投資資金であります。

また、当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としております。

なお、設備投資の概要及び重要な設備の新設に関する計画につきましては、「第3 設備の状況」に記載のとおりであります。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

該当事項はありません。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

当社は、競馬場施設賃貸事業及びその付随事業の単一セグメントであるため、当中間会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	前年同期比(%)
競馬場施設賃貸事業 (百万円)	2,166	101.8
駐車場事業 (百万円)	58	117.5
その他の事業 (百万円)	8	6.9
合計	2,233	97.0

(注) 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)		当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
日本中央競馬会	2,127	92.4	2,165	97.0

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の締結、変更及び解約はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

前事業年度末において、計画した重要な設備の新設等はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

前事業年度末において、計画した重要な設備の除却等はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000
計	1,100,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和5年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和5年12月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	827,988	827,988	非上場 非登録	単元株制度を採用しておりま せん。
計	827,988	827,988	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

(ライツプランの内容)

該当事項はありません。

(その他の新株予約権等の状況)

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和5年4月1日～ 令和5年9月30日	—	827,988	—	413	—	—

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	令和5年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
愛知県	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	229	27.8
名古屋市	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	78	9.5
名古屋鉄道(株)	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	70	8.6
一宮市	一宮市本町二丁目5番6号	43	5.2
(株)名古屋銀行	名古屋市中区錦三丁目19番17号	41	5.0
豊橋市	豊橋市今橋町1番地	34	4.2
岡崎市	岡崎市十王町二丁目9番地	34	4.2
碧南市	碧南市松本町28番地	17	2.1
村松典幸	名古屋市中区	9	1.1
(株)丸栄	名古屋市中区栄三丁目3番1号	9	1.1
計	—	568	68.7

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和5年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 827,988	827,988	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	827,988	—	—
総株主の議決権	—	827,988	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、名義人以外から株券喪失登録のある株式が314株含まれております。また、「議決権の数」欄には、名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権の数314個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)の中間財務諸表について、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,931,350	6,221,294
有価証券	—	500,000
その他	40,852	101,701
流動資産合計	3,972,203	6,822,995
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,986,158	6,874,707
構築物（純額）	4,153,250	3,988,503
機械及び装置（純額）	93,559	83,707
土地	4,218,458	4,227,010
建設仮勘定	96,390	128,737
その他	170,555	171,681
有形固定資産合計	*1 15,718,373	*1 15,474,348
無形固定資産	63,813	61,140
投資その他の資産		
投資有価証券	28,078,704	25,624,200
長期預金	5,300,000	5,900,000
その他	268,992	124,242
貸倒引当金	17,100	17,100
投資その他の資産合計	33,630,597	31,631,342
固定資産合計	49,412,784	47,166,831
資産合計	53,384,987	53,989,826
負債の部		
流動負債		
未払金	62,301	89,850
未払法人税等	336,478	312,218
賞与引当金	14,466	28,584
役員賞与引当金	24,760	—
その他	*2 73,788	*2 94,602
流動負債合計	511,793	525,255
固定負債		
長期未払金	12,420	12,420
固定負債合計	12,420	12,420
負債合計	524,213	537,675

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	413,994	413,994
利益剰余金		
利益準備金	103,498	103,498
その他利益剰余金		
配当準備積立金	85,000	85,000
別途積立金	49,120,000	50,120,000
繰越利益剰余金	3,360,460	2,667,367
利益剰余金合計	52,668,958	52,975,865
株主資本合計	53,082,952	53,389,859
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	222,179	62,292
評価・換算差額等合計	222,179	62,292
純資産合計	52,860,773	53,452,151
負債純資産合計	53,384,987	53,989,826

【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
売上高	2,302,934	2,233,409
売上原価	930,293	957,415
売上総利益	1,372,640	1,275,994
一般管理費	210,209	222,856
営業利益	1,162,431	1,053,137
営業外収益	*1 73,665	*1 91,233
営業外費用	5,875	6,061
経常利益	1,230,222	1,138,310
特別利益	12,997	113,263
特別損失	22,442	205,189
税引前中間純利益	1,220,776	1,046,384
法人税、住民税及び事業税	369,178	307,071
法人税等調整額	4,979	18,412
法人税等合計	374,157	325,483
中間純利益	846,618	720,900

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	413,994	103,498	85,000	47,620,000	3,729,830	51,538,328
当中間期変動額						
別途積立金の積立				1,500,000	1,500,000	—
剰余金の配当					413,994	413,994
中間純利益					846,618	846,618
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	1,500,000	1,067,375	432,624
当中間期末残高	413,994	103,498	85,000	49,120,000	2,662,455	51,970,953

	株主資本	評価・換算差額 等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	51,952,322	238,129	52,190,452
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—		—
剰余金の配当	413,994		413,994
中間純利益	846,618		846,618
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)		625,216	625,216
当中間期変動額合計	432,624	625,216	192,591
当中間期末残高	52,384,947	387,086	51,997,860

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	413,994	103,498	85,000	49,120,000	3,360,460	52,668,958
当中間期変動額						
別途積立金の積立				1,000,000	1,000,000	—
剰余金の配当					413,994	413,994
中間純利益					720,900	720,900
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計	—	—	—	1,000,000	693,093	306,906
当中間期末残高	413,994	103,498	85,000	50,120,000	2,667,367	52,975,865

	株主資本	評価・換算差額 等	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	53,082,952	222,179	52,860,773
当中間期変動額			
別途積立金の積立	—		—
剰余金の配当	413,994		413,994
中間純利益	720,900		720,900
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)		284,471	284,471
当中間期変動額合計	306,906	284,471	591,377
当中間期末残高	53,389,859	62,292	53,452,151

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	1,220,776	1,046,384
減価償却費	423,412	428,869
賞与引当金の増減額（ は減少）	12,728	14,118
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	24,760	24,760
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,238	—
前払年金費用の増減額（ は増加）	5,852	6,593
受取利息及び受取配当金	51,131	74,129
有形固定資産除売却損益（ は益）	22,442	53,168
有価証券及び投資有価証券売却損益（ は益）	—	82,160
未払消費税等の増減額（ は減少）	98,462	31,506
未収消費税等の増減額（ は増加）	—	787
その他	11,073	36,006
小計	1,486,841	1,515,503
利息及び配当金の受取額	51,006	73,324
法人税等の支払額	358,828	330,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,179,019	1,258,019
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,100,000	1,100,000
定期預金の払戻による収入	1,100,000	1,700,000
長期預金の預入による支出	—	600,000
有形固定資産の取得による支出	312,711	202,415
無形固定資産の取得による支出	900	—
有形固定資産の除却による支出	10,081	40,468
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	290,785	713,973
有価証券及び投資有価証券の売却及び 払戻による収入	102,308	2,996,296
有価証券の償還による収入	200,000	—
その他の収入	7,775	5,003
投資活動によるキャッシュ・フロー	304,395	2,044,441
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	411,708	412,517
財務活動によるキャッシュ・フロー	411,708	412,517
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	462,915	2,889,943
現金及び現金同等物の期首残高	688,185	631,350
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 1,151,100	*1 3,521,294

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

貯蔵品

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び売電資産

有形固定資産(競走馬を除く)及び売電資産は、定率法を採用し、競走馬は定額法であります。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 6～17年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当中間会計期間においては、合理的に見積もることが困難であるため、役員賞与引当金は計上しておりません。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

ただし、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は中間会計期間末自己都合要支給額としております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 競馬場施設賃貸事業

日本中央競馬会との競馬場施設賃貸借契約に基づき、每期決定される賃貸料を契約期間に応じて収益認識しております。賃貸料は暦年期間で決定され、当該期間に設備の新設・除却等が発生した場合には、追加・減額賃貸料等の精算を行っております。なお、この精算額は暦年期間で精算されるものの、収益認識は発生基準に基づき行っております。

(2) 駐車場事業

競馬場来場者用の駐車場利用料は、顧客の利用日に収益認識しております。月極駐車場の利用料は、個別の賃貸借契約書に基づき、賃貸期間にて収益認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(中間貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
有形固定資産の 減価償却累計額	21,688,279千円	21,962,099千円

* 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

* 1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
受取利息	1,258千円	1,573千円
有価証券利息	22,541千円	25,817千円
受取配当金	27,331千円	46,739千円

2 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
有形固定資産	417,346千円	423,182千円
無形固定資産	2,707千円	2,673千円
売電資産	3,297千円	2,957千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	827,988	—	—	827,988

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月21日 定時株主総会	普通株式	413,994	500	令和4年3月31日	令和4年6月22日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	827,988	—	—	827,988

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年6月20日 定時株主総会	普通株式	413,994	500	令和5年3月31日	令和5年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

* 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
現金及び預金	4,351,100千円	6,221,294千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	3,200,000千円	2,700,000千円
現金及び現金同等物	1,151,100千円	3,521,294千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません((注)参照)。また、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(令和5年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期預金	5,300,000	5,272,316	27,683
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,298,934	11,116,243	182,691
其他有価証券	16,774,770	16,774,770	—
資産計	33,373,704	33,163,329	210,375

(注) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度(令和5年3月31日)
非上場株式	5,000

当中間会計期間(令和5年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期預金	5,900,000	5,851,767	48,232
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,999,012	11,725,715	273,297
其他有価証券	14,120,188	14,120,188	—
資産計	32,019,200	31,697,670	321,530

(注) 市場価格のない株式等は、「(2)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当中間会計期間(令和5年9月30日)
非上場株式	5,000

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度(令和5年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,641,447	—	—	1,641,447
地方債	—	399,880	—	399,880
社債	—	193,420	—	193,420
その他	13,154,020	1,386,002	—	14,540,022
資産計	14,795,468	1,979,302	—	16,774,770

当中間会計期間(令和5年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,091,582	—	—	2,091,582
地方債	—	398,600	—	398,600
社債	—	196,160	—	196,160
その他	10,116,072	1,317,774	—	11,433,846
資産計	12,207,654	1,912,534	—	14,120,188

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(令和5年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	5,272,316	—	5,272,316
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	6,420,269	—	6,420,269
社債	—	4,695,974	—	4,695,974
資産計	—	16,388,559	—	16,388,559

当中間会計期間(令和5年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	5,851,767	—	5,851,767
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	6,346,464	—	6,346,464
社債	—	5,379,251	—	5,379,251
資産計	—	17,577,482	—	17,577,482

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期預金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、公募投資信託がこれに含まれます。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、私募投資信託がこれに含まれます。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前事業年度(令和5年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	3,400,000	3,415,416	15,416
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	7,898,934	7,700,826	198,108
合計	11,298,934	11,116,243	182,691

当中間会計期間(令和5年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	1,300,000	1,304,947	4,947
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	10,699,012	10,420,767	278,244
合計	11,999,012	11,725,715	273,297

2 その他有価証券

前事業年度(令和5年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,513,042	760,558	752,484
債券	—	—	—
その他	2,129,114	1,904,511	224,602
小計	3,642,157	2,665,069	977,087
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	128,404	147,664	19,259
債券	593,300	600,000	6,700
その他	12,410,908	13,682,179	1,271,270
小計	13,132,612	14,429,843	1,297,230
合計	16,774,770	17,094,913	320,143

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額5,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間会計期間(令和5年9月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,043,184	858,495	1,184,688
債券	—	—	—
その他	3,824,440	3,572,572	251,867
小計	5,867,624	4,431,068	1,436,556
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	48,397	49,726	1,329
債券	594,760	600,000	5,240
その他	7,609,406	8,949,634	1,340,228
小計	8,252,563	9,599,361	1,346,798
合計	14,120,188	14,030,430	89,757

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額5,000千円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他の有価証券」には含めておりません。

3 売却したその他の有価証券

前事業年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	2,899,686	59,380	141,541
合計	2,899,686	59,380	141,541

4 減損処理を行った有価証券

(1) 前事業年度における減損処理はありません。

(2) 当中間会計期間における減損処理はありません。

(3) 時価のあるその他の有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

個々の銘柄について時価の下落率が50%以上の場合は、合理的な反証がない限り、時価が著しく下落していると判断し、減損処理を行うこととしております。

個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%未満の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、かつ回復可能性がないと判断し、減損処理を行うこととしております。

- 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%未満の状態になっている場合。
- 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合。
- 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	15,325,295	15,098,282
	期中増減額	227,012	261,955
	中間期末 (期末)残高	15,098,282	14,836,327
中間期末(期末)時価		51,140,000	51,130,000

- (注) 1 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加は、暑熱対策空調設備他取得(213,273千円)であり、減少は、減価償却費(760,792千円)であります。
当中間会計期間の主な増加は、西入場門吸収式冷温水機他取得(70,580千円)であり、減少は、減価償却費(379,170千円)であります。
3 中間期末(期末)の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

(収益認識関係)

収益認識に関する会計基準等の対象となる収益に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、競馬場施設賃貸事業及びその付随事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本中央競馬会	2,127,242	競馬場施設賃貸事業

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本中央競馬会	2,165,437	競馬場施設賃貸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (令和5年3月31日)	当中間会計期間 (令和5年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	63,842.43円	64,556.67円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	52,860,773	53,452,151
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)		
普通株式の発行済株式数(株)	827,988	827,988
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(株)	827,988	827,988

項 目	前中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	当中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	1,022.50円	870.66円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	846,618	720,900
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	846,618	720,900
普通株式の期中平均株式数(株)	827,988	827,988

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|---------------------|----------------|-------------------------------------|----------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第74期) | 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月31日 | 令和 5 年 6 月20日
東海財務局長に提出 |
|-----|---------------------|----------------|-------------------------------------|----------------------------|

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年12月22日

名古屋競馬株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 稲垣 靖
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 幹根
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている名古屋競馬株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第75期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、名古屋競馬株式会社の令和5年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。